

現行制度においては、運賃の協議に関して独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じるため、道路運送法が改正されました。令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、あらかじめ公聴会等により、住民等の意見を聞くとともに、地域公共交通会議とは別に、道路運送法第9条第4項で規定する者を構成員とする協議組織において協議を行うこととなりました。

このたび、「飯塚市地域公共交通会議設置要綱」を改正し、運賃・料金に係る協議を行うため、当該公共交通会議の下部組織として「運賃協議分科会」を新たに設置します。

当該分科会においては、現行の運賃制度に変更はなくても、新しい停留所設置やルートを通る場合等は運賃を届出する必要があることから、令和6年度の運行変更部分に関して運賃協議を行う予定としています。

これまで

**改正前**  
地域公共交通会議等にて協議

構成員<運送法施行規則第9条の3>

- ①市町村長又は都道府県知事
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③バス協会、タクシー協会等
- ④住民又は旅客
- ⑤地方運輸局長
- ⑥労働組合
- ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

**※運賃以外の項目は、引き続き地域公共交通会議等で協議**

令和5年10月1日以降

**改正後**

公聴会等の開催(第9条第5項※)

+新協議会(以下、運賃協議会)にて協議(第9条第4項)

構成員<運送法第9条第4項>

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者(乗合又は乗用)
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※運送法第9条第5項に定める措置

→市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、**あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

□実施方法(一例)

- ・公聴会の開催
- ・パブリックコメントの募集
- ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

【運賃協議分科会(案)】

運賃協議分科会の委員となるもの	委員数
市長が指名する市職員	1名
当該運行地区受託事業者	1名
市長が指名する市民代表	2名以内
九州運輸局福岡運輸支局の職員	1名

※当該運行地区受託事業者につきましては、交通種別等により交代することとなります。

※任期：公共交通会議と同じ期間(2年間)。なお、今回選出する委員は令和6年3月末まで(現在の委員任期)。

## 飯塚市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様等に関する事項</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 <u>交通会議は、法第9条第4項に規定する協議組織として分科会(以下「運賃協議分科会」という。)を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。</u></p> <p>(運賃協議分科会)</p> <p>第9条 <u>運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>第4条各号に規定する委員のうち別表に定める委員</u></p> <p>(2) <u>法第9条第4項第2号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 1名</u></p> <p>2 <u>運賃協議分科会は、会長を置き、市長が指名する市職員がこれにあたる。</u></p> <p>3 <u>運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、運賃協議分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。</u></p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第10条 <u>交通会議、幹事会及び運賃協議分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様、運賃、料金等に関する事項</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第9条 <u>交通会議及び幹事会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</u></p>

(庶務)

第11条 交通会議、幹事会及び運賃協議分科会の庶務は、市民協働部地域公共交通対策課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

別表(第9条関係)

<u>第4条第1項に規定する委員</u>	<u>運賃協議分科会の委員となるもの</u>	<u>備考</u>
第1号関係	<u>市長が指名する市職員</u>	<u>1名</u>
第4号関係	<u>市長が指名する市民代表</u>	<u>2名以内</u>
第5号関係	<u>九州運輸局福岡運輸支局の職員</u>	<u>1名</u>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(庶務)

第10条 交通会議及び幹事会の庶務は、市民協働部地域公共交通対策課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

## ○飯塚市地域公共交通会議設置要綱

平成21年11月5日

飯塚市告示第261号

改正 H24-325、H25-71、H27-266、H29-280、H31-152、R2-73

## (目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、飯塚市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

## (定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

## (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 交通会議は、法第9条第4項に規定する協議組織として分科会(以下「運賃協議分科会」という。)を置き、乗合旅客輸送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

## (組織)

第4条 交通会議は、委員30人程度をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(H27-266一改)

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 市民代表
- (5) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般乗合又は、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度3月末日までとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

(H24-325、R2-73一改)

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項(法及び省令の規定により交通会議において協議が調うことを要件とする事項その他の重要事項を除く。)を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、委員17人以内をもって組織する。

3 幹事会の委員は、第4条に規定する委員及び第1項に規定する幹事会の所掌事務を遂行するために交通会議が必要と認めた者を委員とする。

(運賃協議分科会)

第9条 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 第4条各号に規定する委員のうち別表に定める委員

(2) 法第9条第4項第2号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 1名

2 運賃協議分科会は、会長を置き、市長が指名する市職員がこれにあたる。

3 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、運賃協議分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議、幹事会及び運賃協議分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議、幹事会及び運賃協議分科会の庶務は、市民協働部地域公共交通対策課において処理する。

(H24-325、H25-71、H29-280、H31-152、R2-73一改)

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(R2-73一改)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年9月18日 告示第325号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 告示第71号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年7月13日 告示第266号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年9月20日 告示第280号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年4月22日 告示第152号)

この告示は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月24日 告示第73号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月 日 告示第 号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第9条関係)

第4条第1項に規定する委員	運賃協議分科会の委員となるもの	備考
第1号関係	市長が指名する市職員	1名
第4号関係	市長が指名する市民代表	2名以内
第5号関係	九州運輸局福岡運輸支局の職員	1名